

改正

平成11年3月23日条例第8号

平成11年12月21日条例第27号

平成15年6月18日条例第12号

平成17年9月30日条例第31号

平成18年3月16日条例第19号

平成18年12月18日条例第61号

平成21年6月24日条例第25号

平成24年3月19日条例第14号

平成24年7月25日条例第26号

平成25年3月21日条例第10号

令和3年6月21日条例第23号

鹿沼市やまびこ荘条例

(設置)

第1条 この条例は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「法」という。）第16条第1項第2号の措置を必要とする者及び利用の申込みを行った知的障害者を対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援等の障害福祉サービスの提供を行うため、鹿沼市やまびこ荘（以下「やまびこ荘」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 やまびこ荘の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鹿沼市やまびこ荘

位置 鹿沼市日吉町1011番地

(指定管理者による管理)

第3条 次に掲げるやまびこ荘に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) やまびこ荘の利用の許可に関する事。
- (2) やまびこ荘の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める業務

(利用の許可)

第4条 やまびこ荘を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、やまびこ荘の施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、やまびこ荘を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を認めてはならない。

- (1) 病院等に入院して治療等を受ける必要があると認められるとき。
- (2) 感染症にかかっていると認められるとき。
- (3) やまびこ荘の他の利用者に危害を及ぼすおそれがある等の団体生活に著しく支障を来すおそれがあるとき。
- (4) やまびこ荘の利用者がその定員に達し、又は定員に満たなくてもその対応が困難と認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は退所させることができる。

- (1) 障害者総合支援法第25条第1項の規定により支給決定の取消しがあったとき。
- (2) 感染症にかかっているとき。
- (3) 他の利用者に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 管理上、指導が著しく困難であるとき。
- (5) その他指定管理者が退所の必要があると認める事由があるとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(利用料金)

第7条 やまびこ荘の利用者（法第16条第1項第2号の規定により市長が入所措置が必要と認める者を除く。第4項において同じ。）は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

3 利用料金の額は、次に掲げる額の合計額を基準として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- (1) 障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用について市長が別に定める額
- (2) 障害者総合支援法第29条第3項の規定により算定される介護給付費の額に相当する額
- (3) 障害者総合支援法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額に相当する額
- (4) 地域において就労が困難な在宅の障害者等に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業に要する費用に相当する額

4 第1項に定めるもののほか、日常生活に要する費用等で利用者に負担させることが適当と認められるものについては、当該利用者から徴収することができる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、申請によって、利用料金の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、やまびこ荘の施設及びその附属施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月23日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月21日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月18日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条の規定による改正後の鹿沼市養護老人ホーム設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の鹿沼市知的障害者更生施設設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の鹿沼市高齢者福祉センター条例の規定及び第12条の規定による改正後の鹿沼市児童館条例の規定 平成17年10月1日

附 則（平成18年3月16日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月18日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月24日条例第25号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第10号）

この条例中第1条、第2条、第4条及び第6条の規定は平成25年4月1日から、第3条、第5条及び第7条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月21日条例第23号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。